

民営化前の郵便貯金の払戻しには期限があります!



郵政民営化前の 2007年(平成19年)9月30日
までに郵便局へお預けいただいた

ご家族にも
ご確認を!

定期性の郵便貯金は、すべて満期が過ぎています。

定額・定期・積立 が対象

お早めに払戻しのお手続きを!

法律により満期から20年2ヵ月経つと払戻しが受けられなくなります。

※2007年(平成19年)10月1日の郵政民営化以降にお預け入れいただいた貯金は対象外です。

郵便貯金証書または通帳をお預けになる場合は、「預り証」を必ずお受け取りください。



通帳・証書やお届け印が見当たらない場合や、郵便貯金のお取引内容にご不明な点がございましたら、
まずは、お近くの郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行まで、お気軽にご相談ください。



【商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ】 ゆうちょコールセンター **0120-108-420** (通話料無料)

受付時間: 平日/8:30~21:00、土・日・休日/9:00~17:00 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
最新の営業時間は、ゆうちょ銀行WEBサイトをご覧ください。 <https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

郵政管理・支援機構(独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構) [電話] 03-5472-7101 (平日 9:30~12:00,13:00~17:00)

※当機構は、平成19年9月30日までに郵便局にお預け入れいただいた、定額郵便貯金、定期郵便貯金および積立郵便貯金を管理しています。

詳しくは ▶ [郵便貯金 機構](#) [検索](#)

※平成19年9月30日までにお預けいただいた定額郵便貯金等が対象